

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成17年10月6日(2005.10.6)

【公開番号】特開2002-133541(P2002-133541A)

【公開日】平成14年5月10日(2002.5.10)

【出願番号】特願2000-321649(P2000-321649)

【国際特許分類第7版】

G 0 8 B 13/196

E 0 5 B 49/00

H 0 4 N 7/18

【F I】

G 0 8 B 13/196

E 0 5 B 49/00 F

H 0 4 N 7/18 D

【手続補正書】

【提出日】平成17年5月26日(2005.5.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 2 8

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 2 8】

さて、センサ6Aが動作した場合、キー保管箱5から「OK出力」が出ているので、ステップS33でキー保管箱5は制御器22を介して該当するITVカメラ8Aの映像を3秒間隔のコマ撮りとし、ビデオテープレコーダ23に録画し、かつモニタテレビ24に出力するとともに、ステップS31へ戻る。ここで、センサ6A～6Fに該当するITVカメラ8A、8B、8G、8Hは次のように設定されている。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 3 2

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 3 2】

(5) 平常時の退室動作(図6及び図9)

サーバラック2Bのテナントが退室するときは、キーによってラック2Bの扉を施錠する。次に、通路を入室時と逆に移動してセンサ6Eの下を通ることになるが、センサ6E、6C、6Aは、矢印7Aと逆方向への移動に対しては不感となるので、警報器9E、9C、9Aは鳴動せず、ITVカメラ8G、8Aの動作に変化はない。また、キーを収納する動作は取り出すときの逆となり、図6のステップS17でキーを収納する以外はキーを取り出すときと同様である。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 3 3

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 3 3】

キーを収納したテナントは矢印7Bと逆方向に移動してカードリーダ4Cの前に来てカードを操作することになる。なお、このときセンサ6Aは動作するが、キー保管箱5から「

「OK出力」が出ているので、警報器9Aは鳴動しない。

図9のステップS41でカードリーダ4Cのリーダヘッド11は判別カードをリードするのを待ち、判別カードをリードしたら、ステップS42で本人かを判定し、本人でないと判定すると、ステップS43で表示器12のNG灯12Bを表示するとともに、ステップS41へ戻る。本人であると判定すると、ステップS44でその人の「部屋内フラグ」が立っているかを判定する。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0035

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0035】

(6) 侵入発生時のセンサ6A, 6C, 6E等の動作(図8)(センサ6B, 6D, 6F等の場合も同じ。)

今、図8のステップS31で、例えばセンサ6Aが動作したにもかかわらず、ステップS32でセンサ6Aの手前のキー保管箱5から「OK出力」が出ていないと判定されたとすると、ステップS34及びステップS35へ進む。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0037

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0037】

これで、ステップS37では該当する警報器9Aを断続鳴動させる。また、ステップS38ではすべてのITVカメラ8A~8Hの映像を連続撮りとし、ビデオテープレコーダ23に録画し、かつモニタテレビ24に出力する。

なお、センサ6C, 6Eについても同様である。

上記(1)~(6)の実施の形態では、人が出入口扉3Aから入室してサーバラック2Bに至るものとしたが、出入口扉3Bから入室する場合、及びサーバラック2Aに至る場合についても同様であるため、詳細な説明は省略する。

【手続補正6】

【補正対象書類名】図面

【補正対象項目名】図8

【補正方法】変更

【補正の内容】

【図8】

